

京 都 大 学 大 学 院 薬 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻                      第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。                      創薬科学専攻                      生命薬科学専攻                      医療薬科学専攻</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 専攻                      第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。                      創薬科学専攻                      生命薬科学専攻                      医療薬科学専攻  <u>医薬創成情報科学専攻</u></p> <p>(後 略)</p> <p>附 則                      この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>